

(案)

ウォーカブル空間デザインプロジェクト（基本構想） 特記仕様書

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、一宮市が実施する「ウォーカブル空間デザインプロジェクト（基本構想）」に適用する。なお、本業務にあたっての一般事項及び本仕様書に規定のないものは、該当する最新の愛知県建設局「設計業務等共通仕様書」を適用する。

（目的）

第2条 当市のまちづくりの中核を担う中心市街地である一宮駅周辺約1km圏内において、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出するため、道路、街路、駅前広場、公園及び駅ビル等の既存ストックのリノベーションにより、「Walkable:人中心のストリート空間への再編」、「Eye Level:官民パブリック空間のアイレベルでの刷新」、「Diversity:賑わい空間の多様な交流」、「Open:開かれた空間創出のための再配分」を行い、ウォーカブルな空間再編を実現させるため、現状の把握や実現に向けた問題点や課題を抽出するとともに、まちづくりの官民連携による共同実現方策等の検討やリニア開通によるスーパー・メガリージョン形成の経済効果を呼び込めるようなロードマップ策定、ウォーカブル区域の設定を行うなどの「ウォーカブル空間デザイン基本構想プランニング」にて、都市の多様性とイノベーションの創出を行い、人が中心となる豊かな生活を実現する都市を構築することを目的とする。

（業務内容）

第3条 受注者は、次の業務を行う。

(1) 前提条件の整理と課題の抽出（企画提案は **ウ・エ・オ**）

- ア 国、県、市の関係上位計画（都市マスタープラン、立地適正化計画等）、その他のウォーカブル推進に関する関連計画の内容を突合し、整理する。
- イ 都市計画用途地域、一宮駅周辺の民間店舗やマンション等の利活用状況等、既往調査及び現地踏査により駅周辺エリアの現状を整理する。
- ウ ウォーカブル推進事業との類似事例の収集を行った上、アンケートやヒアリングを通じた必要と考えられる市民ニーズ調査を行う。
- エ 一宮駅周辺の人の位置情報、検索履歴、SNS等を利用したビッグデータ等（データの種別は問わず）の客観的データに基づく概括的な人流分析を行い、潜在的ニーズ調査を行う。
- オ 上記を整理し、駅周辺における課題を分析する。

(2) 地域や民意との社会的合意形成へのコーディネート（企画提案は **ア・イ**）

- ア アンケート等により得られた客観的課題を地元と意見交換を行い、具体的な要

望や民意を把握し、市と地元間での合意形成を図る。

イ 社会的合意形成へのコーディネートは、受注者が主導的に立案及び実施する。

(3) 基本構想のコンセプト・テーマ設定（企画提案は ア・イ・ウ）

ア 基礎資料や民意等を踏まえ、都市の多様性とイノベーションを創出できるウォークアブル空間再編に関する基本構想を策定する。基本構想は概括的なコンセプト（テーマ）を設定することとし、一般的に広く理解を得ていくためのイメージ図等を用いた資料作成を行う。

イ 駅ビル、中央図書館、地下駐車場、駅前広場、周辺の都市公園、道路、公共空地などの既存ストックの用途転換を含む有効活用が行える構想とする。

ウ 次の項目について、一つ以上は含む構想とする。

・国土強靱化、防災、コンパクトシティ、フルモール、セミモール、トランジットモール化などの防災や交通安全の観点を取り入れた構想とする。

・ソサエティ 5.0 を具現化するスマートシティ・スーパーシティなど、新技術を活用したまちづくりからの観点を取り入れた構想とする。

・PFI、包括的管理など効果的かつ持続可能な維持管理の観点を取り入れた構想とする。

・樹木、芝生や水を活かした都市空間の形成を図り、緑の持つ多面的機能を活用したグリーンインフラの観点を取り入れた構想とする。

(4) その他、自由提案（企画提案は ア・イ）

ア 各種行政計画で示す当該地区のまちづくり方針を参考にしつつ、公共空間がさらに魅力を増すような自由な発想を求める。

イ 地元の機運高め方や職員の機運や体制に対する自由な発想を求める。

（観点・配慮事項）

第4条 本業務に共通する重要な観点や配慮事項は次のとおりとする。

- (1) 地域特性を活かした個性ある都市デザイン
- (2) 多様な空間の使い方・用途を許容するまちなみのデザイン
- (3) そこにとどまりたくなるような開かれた空間デザイン
- (4) 夜も歩きたくなる夜間景観の創出
- (5) 多様なユーザーの居心地の良さに着目した公共空間デザイン
- (6) 人々が滞在・交流できる街路空間への転換
- (7) 「人」、「モノ」、「情報」の交流ができる良好な空間形成
- (8) 低層部がまちに開かれたまちなみ景観の形成
- (9) 歩行者を中心とした公共空間の創出
- (10) リノベーションや小規模な建替え、コンテンツの創出等を含めたまちなかの改修
- (11) 民間空地等の利活用促進

- (12) 季節行事、まつりなどの地元イベントや地場産業との協調
- (13) SDGs への取り組み
- (14) 新しい生活様式やアフターコロナなど新しい趨勢との柔軟な調和

(成果物)

第5条 成果物は次のとおりとする。また、成果物の編集及び装丁については、十分協議することとする。

- (1) 報告書 1部
- (2) その他本業務の検討・協議のために作成した資料一式 1部
- (3) 上記の電子データを記録したCD-RまたはDVD等 1部

(配置担当者)

第6条 本業務の配置担当者の要件は次のとおりとする。

- (1) 管理技術者
管理技術者は、契約図書等に基づき、業務全体の企画推進、進行管理及び品質管理等の管理を行う。
- (2) 照査技術者
照査技術者は、業務の実施にあたり、照査を実施する。
- (3) 合意形成者
利害関係者間の社会的合意形成のための調整を専門的に行う。
- (4) 担当技術者
調査・検討・資料作成作業等について上記技術者を支援又は補助する。
- (5) 資格・経験
上記(1)、(2)及び(4)については技術士(総合技術監理部門(建設部門)又は建設部門)、RCCM(都市計画及び地方計画)、土木学会認定土木技術者(特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者)、再開発コーディネーター、再開発プランナー等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。
また、(3)については、民間と行政との協議会、地元説明会等において合意形成のコーディネーターとして主担当として実績を有し、調整力に長けた者とする。なお、(3)については、協力事業者を認める。
- (6) 兼務
管理技術者、照査技術者及び担当技術者と合意形成者は兼任してもよい。ただし、管理技術者、照査技術者及び担当技術者はそれぞれの職務を兼務できない。

(打合せ)

第7条 打合せ場所は一宮市役所内とし、打合せは下記を基本とするが、適宜協議を行い決定する。

- (1) 業務計画提出時（管理技術者立会）
- (2) 中間報告（業務の区切り、適宜協議）
- (3) 成果品納入時（管理技術者立会）

（情報の提供）

第8条 市は受注者に対し、委託業務の遂行に必要な市が保有している情報について、無償で情報提供を行うものとする。

（貸与資料）

第9条 市が保有する資料のうち、調査に必要な資料は受注者に貸与するが、調査の完了後は速やかに返納するものとする。また、貸与資料の内容及び調査の成果は、市の許可なく外部に漏らしてはならない。

（秘密の保持、情報の管理）

第10条 受注者は、秘密保持及び情報の管理を適正に行うものとする。

（疑義）

第11条 市及び受注者は、この仕様書の内容又は記載のない事項について疑義が生じたときは、速やかに協議するものとする。

（完成検査及び修正等）

第12条 業務を完了したときは遅滞なく完了届等、所定の書類及び成果品等を提出し、監督員の指示による検査を受けなければならない。また、検査合格後においても成果品等に誤謬等があった場合には、受注者の負担にて修正するものとする。

（その他）

第13条 設計書等に明記がなくとも業務遂行上当然必要と認められる事項について、受注者の負担においてその業務を遂行することとする。また、本仕様書に定めのない事項については、監督員と調整のうえ、決定すること。